

秦野市における園小中一貫教育を推進するために

～はだのっ子 学びと育ちの架け橋づくり～



「園小中一貫教育に係る教育課程の編成指針」概要版を策定しました。

園小中一貫教育とは

園・小・中学校それぞれの教職員等が目指す子ども像を共有し、義務教育終了までの一貫した教育課程を編成し、系統的な教育を目指すものです。

秦野市の園小中一貫教育の目的

本市では、学習指導要領で掲げられた「生きる力」を育むため、平成23年度から園小中一貫した教育活動を展開してきました。現在は、子どもたちの学習意欲の基盤となる非認知能力を育み、教育水準の改善・向上にもつながるよう、全ての中学校区で小中学校が一貫して特色ある学校づくりに取り組んでいます。

本市が大切にしてきた一貫教育3つの視点

学びの連続性

教育内容の系統性を重視し、連続した学習活動を保証することにより学力の定着及び向上を図る。

育ちの連続性

子ども（幼児・児童・生徒）一人ひとりの特性や成長の姿を連続的に捉えることによる一貫した教育支援を行う。

環境構成の連続性

学びや育ちの一貫性の土台として、それぞれの校種で行われている「学習環境」「指導形態」「指導方法」についての相互理解を図り、有効に活用しながら滑らかな接続を図る。

なぜ園小中一貫教育が必要なのか

学力向上はもとより不登校や特別な支援を必要とする児童生徒の増加といった教育課題の解決にあたっては、義務教育9年間に加え、幼児期からの学びと育ちも連続して捉え、園児・児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な教育活動の質を高めることが重要であると考えています。

秦 野 市 教 育 委 員 会

園小中一貫教育のいま

本市の園小中一貫教育は、平成23年度から様々な取組を積み重ねてきましたが、平成29年度に作成された報告書では、「平成28年度の学校教育法改正に係る様々なメリットを活用した新たな学校づくりを行なうことを検討すべき」と結ばれています。現在は、制度改正により小中一貫教育が別表のとおり定義づけられたことから、本市では、令和元年度から、特に義務教育学校制度の研究を進めてきました。

義務教育学校とは

「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい学校となります。

一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められ、施設の形態も、施設一体型だけでなく、前期課程と後期課程や学年段階の区切りに応じて異なる施設を用いる施設分離型の義務教育学校設置が可能です。

改正学校教育法による一貫教育

| | 義務教育学校 | 小中一貫型小学校・中学校 | |
|---------|---|--|------------------------|
| | | 中学校併設型小学校 小学校併設型中学校 | 中学校連携型小学校 小学校連携型中学校 |
| 設置者 | — | 同一の設置者 | |
| 修業年限 | 9年 (前期課程6年+ 後期課程3年) | 小学校6年、中学校3年 | |
| 組織・運営 | 一人の校長、 一つの教職員組織 | それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における 教育を一貫して実施するために ふさわしい運営の仕組みを 整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメント する組織を設け、学校間の総合 調整を行う校長を定め、必要な 権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合 同で設置し、一体的な教育課程 の編成に関する基本的な方針を 承認する手続を明確にする。 ③ 一体的なマネジメントを可能に する観点から、小学校と中学校の 管理職を含めた教職員を併任さ せる。 | |
| 免許 | 原則、小学校・中学校の両 免許状を併有 <small>※ 当分の間は小学校免許状で前期課 程、中学校免許状で後期課程の指 導が可能</small> | 所属する学校の免許状を保有していること | |
| 教育課程 | | ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 | |
| 教育課程の特例 | 一貫教育に 必要な独自 教科の設定 指導内容の 入替え 移行 | ○ | ○ |
| 施設形態 | | 施設一体型・施設隣接型・施設分離型 | |
| 設置基準 | 前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準 を準用 | 小学校には小学校設置基準、 中学校には中学校設置基準を適用 | |
| 標準規模 | 18学級以上27学級以下 | 小学校、中学校それぞれ 12学級以上18学級以下 | |
| 通学距離 | おおむね6km以内 | 小学校はおおむね4km以内、 中学校はおおむね6km以内 | |
| 設置手続き | 市町村の条例 | 市町村教育委員会の規則等 | |

今後の具体的な方向性

今後の園小中一貫教育推進のためには、目指す子ども像の実現に向け各中学校区で9年間の系統性・連続性に配慮された教育課程の編成が重要であると考えています。平成28年に学校教育法が改正されたことを踏まえ、これまでの実践的な取組を継承するとともに、先人たちが築いてきた中学校区ごとの立地環境を踏まえつつ、地域・保護者の声を大切にしながら、中学校区ごとに小中一貫型小学校・中学校もしくは義務教育学校の設置を目指すことを、今後の方針と位置付けます。

義務教育学校で期待される4つの効果



1 学力の向上

本市では、令和3年度から児童生徒一人一人の学習の定着度や非認知能力に着目した授業改善を目的とする、学びの基盤プロジェクトに取り組んできました。今後は、小中学校の一体的なマネジメントにより、学びの基盤プロジェクトで作成された児童生徒一人一人の学びのカルテを生かし、義務教育9年間を見通して、連続した支援が可能となり、学力の向上が期待されます。

2 特色ある教育活動の展開による非認知能力の高まり

小中が一貫して「秦野ふるさと科」等の特色ある教育活動を展開することで、異年齢での交流はもとより地域の方々とのふれあい・交流を通して、集団の中での自己有用感や自尊感情の高まりとともに、コミュニケーション能力や規範意識などの社会性等の非認知能力の高まりが期待されます。

3 特別支援教育の充実

特別な支援が求められる児童生徒は、新しい環境に適応しにくいいため、過ごしやすい学校環境を整えることが求められます。先進校では、一体的なマネジメントによる小中一貫した取組により、小学校から中学校への進学の際の円滑な接続とともに、9年間を通じて一貫した支援が実現しています。

4 学校の多忙化解消

児童生徒数の減少に伴い、家庭数や教員の数も減少することが見込まれ、今後、様々な制度の見直しが求められます。本市では、既に小中学校一体となった学校運営協議会を推進することでスリム化を図っており、先進事例の報告では、義務教育学校となった場合、小中学校で別々に運営される校務分掌やPTA組織等、様々な分野で学校の負担軽減が実現しています。

義務教育学校で懸念される課題とその対応



義務教育学校設立にあたっては、人間関係や相互評価の固定化、小学校高学年におけるリーダー性の育成、転出入する児童生徒への対応、多忙化及び多忙感への対応など、主に4つの課題が懸念されてきました。しかし、先進事例の調査を分析しますと、教育課程の工夫や情報開示、及びデジタル化等による課題の解決が図られ、教育的な効果の方が高いと判断しています。

本市の中学校区ごとの立地環境とそれがもたらす多様性について

本市では、中学校区ごとに様々な立地環境があり（令和6年度現在）、その環境によって一貫教育の取組内容に特性が生まれ、多様性を生み出す大きな要素となっています。今後の児童生徒数の減少という課題に直面する中では、引き続きそれぞれの特性を大事にしていくべき視点と判断しています。

本市小中学校の立地環境

ア 1小学校1中学校（隣接している）

- 東中学校区 （東中学校：東小学校 **隣接**）
- 北中学校区 （北中学校：北小学校 **隣接**）

イ 1小学校1中学校（隣接していない）

- 南中学校区 （南中学校：南小学校）
- 渋沢中学校区 （渋沢中学校：渋沢小学校）
- 南が丘中学校区 （南が丘中学校：南が丘小学校）
- 鶴巻中学校区 （鶴巻中学校：鶴巻小学校）

ウ 2小学校1中学校

- 本町中学校区 （本町中学校：本町小学校・末広小学校）
- 大根中学校区 （大根中学校：大根小学校 **隣接**・広畑小学校）

エ 3小学校1中学校

- 西中学校区 （西中学校：西小学校・上小学校・堀川小学校）



Q&A コーナー⇒⇒⇒教えて義務教育学校！

小中学校の**施設が離れて**いても、義務教育学校は設置可能？**デメリット**はどうするの？

市内**全ての小中学校**を義務教育学校にする

義務教育学校で**幼稚園・こども園**はどうなるの？

先進事例の視察では、施設分離型への対応やデメリットにも**様々な工夫がなされ教育的効果の方が高い**と判断しています。

まずは**学校長や教職員・児童生徒や保護者の声**を学校運営協議会等で検討し、**合意形成が可能となった地域から導入を検討**します。

法律では小中学校の制度です。しかし**公私園種を問わず全ての幼児教育施設と連携**を進めます。

